

塩竈市事後審査型制限付き一般競争入札公告

告示第 335 号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩竈市建設工事執行規則（昭和45年規則第22号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月3日

塩竈市長 佐藤 光樹

1. 制限付き一般競争入札に付す工事

- （1）工事名 令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（電気設備）
- （2）施工場所 塩竈市今宮町9番1号地内
- （3）工期 議会の議決が得られた日から令和8年3月31日まで
- （4）入札担当課 総務部管財契約課
- （5）工事担当課 産業建設部まちづくり・建築課
- （6）工事概要

電気設備改修 一式

撤去工事 その他

（7）支払条件

前払い金 （40%以内）（本件は債務負担行為に基づく契約のため年割額の40%以内とする。）

中間前払い金 （20%以内）（本件は債務負担行為に基づく契約のため年割額の20%以内とする。）

竣工払い

（8）入札保証金 免除

- （9）契約保証金 契約金額の10分の1以上とする。契約締結時に保証事業会社、保険会社又は金融機関が発行する保証の証券又は証書を提出すること。（現金・小切手・国債・地方債証券・公社債・その他政府保証のある債券等による納付は認めない。）

2. 入札参加資格

特定建設工事共同企業体（2者の自主結成で、各構成員の出資割合は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする）又は単体企業であること。ただし、この入札に参加する同一の企業は、特定建設工事共同企業体又は単体企業のいずれかの形態をもって同時に参加することはできない。

（1-1）特定建設工事共同企業体（代表者の資格）の資格

- ①令和5・6年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、建設業法第3条に規定する営業所等を宮城県内に有していること。（支店、営業所等の場合は、本市に委任登録を行っていること。）
- ②建設業法第3条に規定する電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する本公告5.（1）④で求める経営事項審査結果の電気工事の総合評定値が650点以上であること。
- ④配置技術者に関する条件については、建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係にある監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥塩竈市からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑧民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑨入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑩塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年度塩竈市告示第93号）に規定する要件に該当しないこと。

(1-2) 特定建設工事共同企業体（代表者以外の構成員）の資格

- ①令和5・6年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、建設業法第3条に規定する営業所等を塩竈市内に有していること。
- ②建設業法第3条に規定する電気工事業に係る特定建設業の許可または一般建設業の許可を受けていること。
- ③建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する本公告5.（1）④で求める経営事項審査結果の電気工事の総合評定値があること。
- ④配置技術者に関する条件については、建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係にある国家資格を有する主任技術者をこの工事現場に専任で配置できること。
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥塩竈市からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑧民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑨入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑩塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年度塩竈市告示第93号）に規定する要件に該当しないこと。

(2) 単体企業の資格

- 2.（1-1）の要件と同一。

3. 入札参加に必要な書類等配付期間及び場所

入札参加申請書類の配付等

- (1)令和6年6月3日から令和6年6月18日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- (2)配布方法 塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより入手すること。
ホームページアドレス <http://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

4. 契約規則等を示す場所

ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/5/33765.html>

5. 入札参加申請

- (1)入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。（郵送等は認めない）

なお入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

- ①一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- ②同種工事の施工実績調書（様式第2号）
- ③配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）

（1級・2級国家資格検定合格証明書又は監理技術者資格者証等の写し、雇用関係を確認できる健康保険証の写しを添付すること）

- ④令和6年6月19日（入札日）の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けた最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑤建設業の許可の写し
- ⑥特定建設工事共同企業体(甲)資格審査申請書
- ⑦特定建設工事共同企業体協定書(甲)
- ⑧委任状

※①～⑤の書類を袋とじし、割印を押した上で提出すること。

※共同企業体として入札参加する場合は⑥～⑧の書類を別途袋とじで提出すること。

※入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※なお、一般競争入札参加受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和6年6月3日から令和6年6月18日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
提出場所 塩竈市総務部管財契約課契約係（本庁舎2階）

6. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札参加資格の審査は、塩竈市建設工事制限付一般競争入札実施要綱第6条の規定により審査する。
- (2) 最低制限価格以上で予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
なお、開札後に落札者とするための入札参加資格の審査を行う。
- (4) 提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行う。
- (5) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。
- (6) 落札者が決定したときは、塩竈市議会定例会において議決した場合のみ、議決年月日をもって地方自治法第234条第5項の規定に基づく契約とみなすものとする。
- (7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

7. 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

- (1) 2. の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

8. 入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 市長は、(1) の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

9. 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和6年6月3日から令和6年6月18日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 閲覧場所及び設計図書の配布

塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより閲覧及び入手すること。
ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp>

(3) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、塩竈市総務部管財契約課契約係まで持参または FAX すること。
FAX による場合は必ず電話で到着の確認を行うこと。

なお、質問に対する回答は、9. (2) で示す閲覧場所で閲覧に供する。

FAX 番号：022-364-5304

(4) 質問の受付期間

令和6年6月3日から令和6年6月11日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 回答書の閲覧期間

令和6年6月14日から令和6年6月18日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

(6) 現場説明

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

10. 入札執行の日時場所

令和6年6月19日 午前9時30分

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所 4階入札室

11. 入札の方法

- (1) 入札参加資格者は、一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。
- (2) 郵送や電送による入札は認めない。
- (3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。
- (4) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。
- (5) 入札回数は3回以内とする。

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。（忘れた場合は失格とする。）
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

13. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①入札参加資格以外の者が行った入札
- ②入札者の記名押印の無い入札
- ③金額、その他重要事項の記載が不明確な入札
- ④7.(1)に該当する者が行った入札
- ⑤11.(4)で示す入札心得を遵守しない入札

14. その他

- (1) 落札者は、5.(1)の③、[配置予定の技術者に関する調書]に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。

ただし、次の①から③の期間については他の現場の技術者を兼ねることができる。

- ①設計図書又は工事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間。
- ②工事の完成検査が終了し、事務手続きのみが残っている場合。
- ③工事を中止している場合、その他これに類する場合。

なお、本工事が完了するまで特別の事情がある場合を除き、本工事に専任した技術者の変更は認めない。

15. 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町1番1号

塩竈市総務部管財契約課契約係（本庁舎2階）

TEL 022-355-5781

FAX 022-364-5304